

監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年3月26日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和5年11月28日（火） 午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

総務部 総務課

- (1) 個人情報保護法の改正に伴う対応状況について
- (2) 電子決裁システムの導入について
- (3) 庁舎管理に伴う節電の取り組み状況について

総務部 危機管理課

- (1) 相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎建設に係る負担金及び造成工事費について
- (2) 消防団管理システムの運用状況について
- (3) 消防団の今後の組織再編・活動体制について

総務部 財政課・行財政改革推進室

- (1) 基金の管理・活用状況について
- (2) 市有財産（木津川原田等）の利活用について

総務部 税務課

- (1) 債権管理台帳の整備状況について
- (2) 債権管理事務の効率化に向けた取り組み状況について
- (3) 空き家に対する市税制の考え方について
- (4) 新たな財源確保に向けた法定外新税の考え方について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【総務課】

個人情報保護は非常に重要な事項である。内部監査を充実させるなど総務課が徹底して指導されたい。また、開示請求手数料について、現在無料としているが、前例踏襲に拘らず、府内自治体の状況を確認し適切に判断されたい。

庁舎管理における節電への取り組みについては、電気を使わずに節電するのではなく、電気を使いながらもいかに効率よく節電できるかを柔軟に工夫されたい。

【危機管理課】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定による相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎建設工事に関する費用負担の在り方については、常に説明責任を果たすように努めるとともに、適正な事務執行に向け合法性の確保に尽力されたい。

【財政課】

【行財政改革推進室】

旧木津給食センター跡地、木津川原田などの市有財産未利用地については、引き続き、積極的な活用を検討されたい。

【税務課】

事務の効率化に向けて、税務職員という性格上、職員研修の充実・指導の徹底などが強く求められることから、積極的に取り組まれたい。

以 上。